業　務　委　託　契　約　書（案）

１　委託業務名　　令和７年度佐賀県登録販売者試験運営等業務委託

２　委託業務内容　　令和７年度佐賀県登録販売者試験運営等業務委託仕様書  
のとおり

３　履行期間　　契約締結の日から令和８年（２０２６年）３月１９日まで

４　契約金額　　金　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　　　　　　円）

　このことについて、佐賀県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　頭書の委託業務の内容は、別紙仕様書に定める要件等に従うほか、本契約書に定めるところによる。

２　前項に規定する委託業務の履行の対価は、頭書契約金額とする。

（契約保証金）

第２条　契約保証金は、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第３５号）第１１５条第３項第４号の規定により免除する。

（乙の履行義務等）

第３条　乙は、本契約に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

２　委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第４条　乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。

２　前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第１６条第４号に規定する契約解除要件に該当しない者を選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

３　乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

４　乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第２項の協議に係る書面に添付するものとする。

５　乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

　（業務計画書の作成及び提出）

第５条　乙は、本契約締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務計画書」という。）に作業場所を明記して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により業務計画書の提出があったときは、甲は、当該業務計画書の内容が仕様書及び本契約書の定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。

３　前２項の規定は、当該業務計画書の内容を変更する場合に準用する。

（委託業務の調査等）

第６条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第７条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項における変更が、甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求ができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第８条　履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

（契約内容の不適合）

第８条の２　甲は、成果物に本契約内容に適合しないものがあるときは、契約不適合を知った日から１２月以内に乙に対して、契約不適合の修補を請求することができる。

（履行期限の延長）

第９条　乙は、天災地変その他自己の責によらない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

（管理義務）

第10条　乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。） については、自己の責任において処理しなければならない。

（履行遅滞の場合における遅延損害金）

第11条　甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年２．５パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

（検査及び成果物の引渡し）

第12条　乙は、仕様書等、本契約書及び第５条に規定する業務計画書に定めるところにより、成果物を提出しなければならない。また、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して、委託業務完了届を提出しなければならない。

２　甲は、前項の委託業務完了届を受理した日から起算して１０日以内に検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会い及び成果物の内容説明を求めることができる。

３　前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

４　甲は、第２項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとし、書面にてこれを通知する。

（契約金額の支払い）

第13条　 乙は、前条の規定による委託業務が完了したときは、所定の手続きに従って当該委託業務に係る支払金額を請求することができる。

２　甲は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。

３　甲の責に帰する事由により第１項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年２．５パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（権利の帰属）

第14条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物は、甲の所有とする。

２　甲は、本件成果物を公表することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条　乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（甲の契約解除権）

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰する事由により、履行期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）第３条の規定に違反したとき。

（３）乙又はその使用人が甲の調査又は検査に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（４）自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

（乙の契約解除権）

第17条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、賠償請求できる損害額は、甲の契約違反による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

（違約金）

第18条　甲は、乙が第１６条の各号のいずれかに該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額の違約金を徴収する。

２　前項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（指揮命令等）

第19条　乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

（身分証明書の携行）

第20条　委託業務に従事するものは、甲の管理する庁舎及び施設に立ち入る場合には必ず乙の発行する身分証明書を携行しなければならない。

（情報提供等）

第21条　甲は、乙が本契約履行のために必要な情報及び資料の提供に協力する。

２　乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外には使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

（機密保持）

第22条　乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

（１）第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

（２）甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

（３）公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

３　乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

４　乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

５　本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

（損害賠償）

第23条　乙は、自己の責に帰する事由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、自己の責に帰する事由により、賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、乙は、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年２．５パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（契約外の事項）

第24条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年（２０２５年）　　月　　日

甲　佐賀市城内一丁目１番５９号

佐賀県健康福祉部　薬務課

課長　　北川　信吉

乙

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第２条第１項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第６　乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第８　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

２　乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

３　乙は、再委託先の第１項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第１０　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

２　乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

３　乙は、パソコン等に記録された第１項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

４　乙は、第１項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第１１　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

（１）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

（２）前号に違反した場合は条例上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

（３）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

２　乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

第１３　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

第１４　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１５　甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（注）

１「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

２ 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別記２

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第１　受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

２　乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第３　乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第４　乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第５　乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告義務）

第７　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（報告、監査及び検査）

第８　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

（業務従事者への周知）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

（業務の再委託）

第10　乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

（指示）

第11　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第12　甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人情報の管理体制等報告書  　　年　　月　　日  佐賀県健康福祉部　薬務課  課長　北川　信吉　様  住所又は所在地  受託者名　　氏名又は商号  代表者氏名  令和７年度登録販売者試験運営等業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。  １ 管理責任体制に関する事項   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 個人情報管理責任者 | （所属・役職） | （氏名） | | 作業責任者 | （所属・役職） | （氏名） |   ２　事務取扱担当者に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 部　署　名 |  | | 事　務　名  （事務担当者） |  |   ※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。  ３ 個人情報の保管、管理に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 作業場所 |  | | 保管場所及び保管方法 |  | | 盗難、紛失等の  事故防止措置等 | （具体的に記入すること） | |

別紙１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人情報の管理体制等変更報告書  　　年　　月　　日  佐賀県健康福祉部　薬務課  課長　北川　信吉　様  住所又は所在地  受託者名　　氏名又は商号  代表者氏名  令和７年度登録販売者試験運営等業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。  １ 管理責任体制に関する事項   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 個人情報管理責任者 | （所属・役職） | （氏名） | | 作業責任者 | （所属・役職） | （氏名） |   ２　事務取扱担当者に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 部　署　名 |  | | 事　務　名  （事務担当者） |  |   ※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。  ３ 個人情報の保管、管理に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 作業場所 |  | | 保管場所及び保管方法 |  | | 盗難、紛失等の  事故防止措置等 | （具体的に記入すること） | |

別紙２